



# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 6 日 (火)  
第 8 3 7 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (135) (障がい福祉課) . . . . . 2 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (136) (〃) . . . . . 2 ブルセラ病検査等の実施 (137) (畜産課) . . . . . 2 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の一部改正 (138) (技術企画課) . . 4 指定介護老人福祉施設の指定 (139) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (140) (〃) . . . . . 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (141) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (142) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住宅政策課) . . . . . 8
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第135号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定障害者支援施設の名称	指定障害者支援施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 みのり福祉会	倉吉市福守町 452	サンジュエリー	倉吉市福守町452	生活介護、施設 入所支援	平成24年 3月1日
〃	〃	みのりサングリーン	倉吉市和田東町向山 914-58	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	障害者支援施設敬仁会 館	倉吉市山根55-39	〃	〃

## 鳥取県告示第136号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び所在地	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人みのり福祉会 倉吉市福守町452	身体障害者療護施設サンジュエリー 倉吉市福守町452	平成24年2月 29日	身体障害者療護施設支援
〃	みのりサングリーン 倉吉市和田東町向山914-58	〃	身体障害者授産施設支援
社会福祉法人敬仁会 倉吉市山根55	敬仁会館 倉吉市山根55-39	〃	知的障害者更生施設支援、 知的障害者授産施設支援

## 鳥取県告示第137号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成24年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

## 2 実施する区域

県下全域

## 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

## (1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡国府町及び八頭郡河原町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡船岡町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町合併前の東伯郡東郷町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の米子市の区域に限る。）、境港市並びに西伯郡伯耆町及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡会見町の区域に限る。）において飼育しているものに限る。）（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

## (2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市及び気高郡青谷町の区域に限る。）、岩美郡岩美町、東伯郡三朝町及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡大栄町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡日吉津村、大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）及び南部町（平成16年10月1日町合併前の西伯郡西伯町の区域に限る。）（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成24年4月1日以降に放牧するものを除く。）

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ 平成24年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

## (3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ 搾乳の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

オ 種付の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

カ ウからオまでに掲げる牛以外の牛で、平成24年4月1日以降に放牧する目的で県外へ移出しようとする、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

キ アからカまでに掲げる牛以外の牛で、平成24年4月1日以降に放牧するもの。

ク その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼育している馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上、だちょうの場合は10羽以上の農場に限る。）

(10) 腐<sup>え</sup>蛆病検査

みつばち

4 実施の期日

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びH I 抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）

(10) 腐<sup>え</sup>蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(平成15年鳥取県告示321号)の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前
<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第 3 条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する<u>特定非営利活動法人</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第 1 号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄総合事務所長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「<u>所長</u>」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体(以下「<u>愛護団体</u>」という。)として登録し、その旨を<u>所長</u>に通知するとともに、当該団体に対し、様式第 2 号による登録証を交付するものとする。</p> <p>3 <u>所長</u>は、前項の規定により登録された愛護団体について、団体の名称及び代表者の氏名、団体の所在地及び連絡先、構成人数、活動予定場所、登録日等を明記した台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。</p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第 3 条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する<u>特定非営利法人</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第 1 号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を<u>所轄地方県土整備局長又は所轄総合事務所長</u>(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「<u>局長等</u>」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体(以下「<u>愛護団体</u>」という。)として登録し、その旨を<u>局長等</u>に通知するとともに、当該団体に対し、様式第 2 号による登録証を交付するものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の規定により登録した愛護団体について、団体の名称及び代表者の氏名、団体の所在地及び連絡先、構成人数、活動予定場所、登録日等を明記した台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。</p>
<p>(愛護ボランティア団体の登録の変更)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第 3 号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届を<u>所長</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の規定による提出があった愛護団体について、前条第 3 項の規定により作成した台帳を修正し、及びこれを保管するものとする。</p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録の変更)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第 3 号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届を<u>局長等</u>を経由して、<u>知事</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定による提出があった愛護団体について、前条第 3 項の規定により作成した台帳を修正し、及びこれを保管するものとする。</p>
<p>(愛護ボランティア団体の登録の取消し)</p> <p>第 5 条 第 3 条第 2 項に規定する登録を受けた愛護団体がその登録の取消しを受けようとするときは、様式第</p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録の取消し)</p> <p>第 5 条 第 3 条第 2 項に規定する登録を受けた愛護団体がその登録の取消しを受けようとするときは、様式第</p>

<p>4号による土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書に同項の登録証を添えて、<u>所長</u>を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による提出があった愛護団体についてその登録を取り消し、<u>その旨を所長に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>所長は、前項の規定により登録を取り消された愛護団体に関する台帳を廃棄するものとする。</u></p> <p>(愛護団体の活動)</p> <p>第6条 愛護団体が実施する活動内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 道路の清掃、除草、<u>植栽管理又は歩道除雪</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(愛護ボランティア団体活動推進協議会)</p> <p>第9条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、各総合事務所の県土整備局(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所)に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、毎年度末に開催するものとし、<u>ボランティア支援制度の周知及び意見交換</u>を行う。</p>	<p>4号による土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書に同項の登録証を添えて、<u>局長等</u>を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による提出があった愛護団体についてその登録を取り消し、<u>当該愛護団体に関する台帳を廃棄するものとする。</u></p> <p>(愛護団体の活動)</p> <p>第6条 愛護団体が実施する活動内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 道路の清掃、除草<u>又は植栽管理</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(愛護ボランティア団体活動推進協議会)</p> <p>第9条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、<u>各</u>地方県土整備局及び各総合事務所の県土整備局(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所)に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、<u>毎年度当初及び毎年度末</u>に開催するものとし、<u>当該年度に愛護団体が実施する第6条の活動に関する計画の調整及び当該活動の実績の評価</u>を行う。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(以下「新規程」という。)第4条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以降に提出する土木施設愛護ボランティア団体登録変更届について適用し、施行日前に提出されたものについては、なお従前の例による。

3 新規程第6条の規定は、施行日以後に行われる活動について適用する。

#### 鳥取県告示第139号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人賛幸会	特別養護老人ホームはまゆう	鳥取市服部204-1	平成24年3月1日

**鳥取県告示第140号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	NicoReha	鳥取市湖山町東四丁目61	自立訓練（機能訓練）	平成24年3月1日

**鳥取県告示第141号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ワークサポートあしたば	倉吉市山根55	就労移行支援、就労継続支援B型	平成24年3月1日
〃	〃	ワークサポート敬仁会館	倉吉市山根55-39	〃	〃

**鳥取県告示第142号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
-----	------------	--------------------------	---------------------------	-------------	-------

社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	よなご大平園	米子市二本木1690	就労継続支援B型	平成24年 3月1日
ケアタクシーあゆみ合同会社	西伯郡南部町天万429-7	ケアタクシーあゆみ合同会社指定訪問介護事業所	西伯郡南部町天万429-7	行動援護	〃

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成24年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の日時

#### (1) 二級建築士試験

##### ア 学科の試験

平成24年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

##### イ 設計製図の試験

平成24年9月9日（日）午前11時から午後4時まで

#### (2) 木造建築士試験

##### ア 学科の試験

平成24年7月22日（日）午前10時から午後5時10分まで

##### イ 設計製図の試験

平成24年10月14日（日）午前11時から午後4時まで

### 2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

### 3 試験の内容

#### (1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

#### (2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

### 4 受験申込手続

#### (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

##### ア 受付期間

平成24年3月31日（土）午前10時から同年4月6日（金）午後4時まで

##### イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を



入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成24年4月9日(月)から同月16日(月)までの午前10時から午後5時まで  
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

(イ) 平成24年4月9日(月)及び同月10日(火)の午前10時から午後5時まで  
米子コンベンションセンター 米子市末広町294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

5 合格者の発表及び可否の通知

平成24年12月6日(木)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月21日(火)(予定)に、木造建築士試験は同年9月4日(火)(予定)に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成24年4月2日(月)から同月16日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)に配布する。

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市宮川町二丁目52-1(有限会社エイ・ディ・エム設計研究室)

社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126(株式会社桑本建築設計事務所内)

鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成24年6月6日(水)(予定)から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の定めるところにより所要の手数料を徴収する。

なお、納付の方法は、財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03-5524-3105)にその旨を申し出ること。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月6日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達件名及び数量 検査室機器に係る賃借、保守及び試薬 一式

2 契約方式 一般競争入札

3 落札日 平成24年1月30日

- |   |                      |                                |
|---|----------------------|--------------------------------|
| 4 | 落札者の名称及び所在地          | 小西医療器株式会社鳥取営業所<br>鳥取市千代水四丁目52  |
| 5 | 落札金額                 | 189,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日                | 平成23年12月20日                    |
| 7 | 落札方式                 | 最低価格落札方式                       |
| 8 | 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課<br>倉吉市東昭和町150   |